

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年8月25日（令和5年（行情）諮問第720号）

答申日：令和7年10月20日（令和7年度（行情）答申第456号）

事件名：参議院予算委員会における特定の答弁に関する答弁資料等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月30日付け情報公開第00822号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

不開示決定の取消し。

請求に際して引用した答弁は国際法に関わる内容であり、国際法の所管は処分庁であるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和5年5月31日付けで受理した審査請求人からの本件対象文書の開示請求に対し、不開示（不存在）とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月22日付けで、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 原処分について

本件対象文書については、該当する文書を作成・取得していないため、不開示（不存在）とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「請求に際して引用した答弁は国際法に関わる内容であり、国際法の所管は処分庁であるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」旨主張する。しかしながら、上記2のとおり、本

件対象文書については作成・取得していないため、対象文書は存在しない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年8月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和7年10月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、外務省において、本件対象文書に該当する文書を作成・取得していないため、不開示（不存在）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、開示請求文言の「第二百十回国会参議院予算委員会会議録第五号11頁」から、令和4年11月30日に開催された参議院予算委員会の答弁資料のうち、「先制攻撃、これは国際法違反」に関する内容を含むもの（以下「本件答弁資料」という。）及び本件答弁資料をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めているものと解した。

イ 令和4年11月30日参議院予算委員会の答弁資料を確認したところ、本件答弁資料は含まれていないことを確認した。また、他官庁から本件答弁資料を受領していないことを確認した。

ウ また、令和4年11月30日参議院予算委員会における質問通告には、「先制攻撃、これは国際法違反」に関する内容は含まれていなかった。

エ このため、当該答弁資料を作成又は取得しておらず、これを保有していないことから、文書不存在につき不開示とする原処分を行った。

オ 本件審査請求を受け、関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

（2）本件答弁資料を作成又は取得していなかったなどとする諮問庁の上記

（１）イないしエの説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することができない。

上記（１）オの探索範囲等も不十分であるとはいえず、審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

「先制攻撃、これは国際法違反であります」（第二百十回国会参議院予算委員会会議録第五号11頁）に関する答弁資料、及び当該資料を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。＊先般請求を取り下げたところですが、防衛省に開示請求したところ該当文書がないとのことでしたので、改めて貴省に請求する次第です。